

令和8年度長野県教科用図書選定審議会委員の任命について(案)

学びの改革支援課

【採択を行う教科用図書】

○特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書

氏 名	所属（R 8. 4. 1 現在）	備 考
星合 祐一	小学校長（東御市立和小学校）	【義務教育諸学校関係者】 ○「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項第1号に規定する委員
原 毅	中学校長（池田町立高瀬中学校）	
倉島さつき	特別支援学校長（長野県若槻支援学校）	
齋藤 陽子	小学校教諭（須坂市立高甫小学校）	
中村 早海	特別支援学校小学部教諭（須坂市立須坂支援学校）	
中嶋廣太郎	特別支援学校中学部教諭（長野県花田支援学校）	
山崎 晃	町教育委員会教育長（池田町教育委員会）	【教育委員会関係者】 ○「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項第2号に規定する委員
蟹澤 友司	市教育委員会教育長（千曲市教育委員会）	
古旗 明	主任指導主事（北信教育事務所）	
濱嶋 健二	指導主事（東信教育事務所）	
梶浦麻依子	一般公募	【学識経験者】 ○「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項第3号に規定する委員
竹内 里	一般公募	
山田 将之	一般公募	
安達 仁美	准教授（信州大学教育学部）	
駒込 希	助教（清泉女学院大学人間学部）	

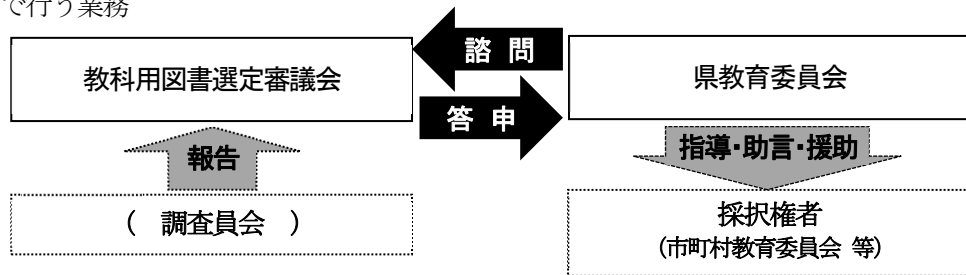
- ・「長野県教科用図書選定審議会委員定数条例」により、15名をもって構成する。
- ・「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」により、義務教育諸学校関係者、教育委員会関係者、学識関係者は、おおむね3分の1ずつになるように構成する。
- ・任期は令和8年4月1日から令和8年8月31日までとする。

令和8年度 長野県教科用図書選定審議会について

学びの改革支援課

1 教科書採択の仕組み

○県教育委員会で行う業務



(1) 教科用図書選定審議会の設置・諮問

- ・採択権者が行う採択業務に係る資料の作成依頼
- ・諮問内容「採択基準について、選定に必要な資料について」等

(2) 教科用図書選定審議会

- ・委員数は、長野県教科用図書選定審議会委員定数条例ならびに審議会規則により 15 名。
 - ①義務教育諸学校の校長及び教員（委員の定数のおおむね3分の1）
 - ②県教育委員会並びに市町村教育委員会
 - ③学識経験者
- ・3回の審議会を開催し、諮問内容についての検討・審議、答申をする。

(3) 調査委員会

- ・教科用図書選定審議会は調査委員会を設置し、選定に必要な資料について作成依頼
- ・調査員は教諭及び教育に関し学識経験を有する者で構成。
- ・「選定に必要な資料」の作成をする。
- ・調査結果を教科用図書選定審議会に報告。

(4) 採択権者への指導・助言・援助

- ・県教委は、答申を受けて採択権者に採択にかかわる指導・助言又は援助（資料送付）を行う。

2 令和8年度の採択について

◎:検定 △:採択 ○:使用開始

年度(西暦)		R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
学校種別等区分	検 定	◎				◎	
	採 択		△				△
	使用開始			○			
中学校	検 定		◎				◎
	採 択			△			
	使用開始				○		
特別支援学校・学級用一般図書		△	△	△	△	△	△

(1) 特別支援学校小学部及び中学部並びに特別支援学級用の一般図書についての採択を行う。

※「一般図書」とは、学校教育法附則第9条第1項に規定により、教科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書のこと

(2) 採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する際、次の教科書等の使用の適否を十分考慮する。

- ①文部科学大臣の検定を経た教科書
- ②文部科学省著作教科書 または文部科学大臣の検定を経た下学年の教科書
- ③文部科学省作成の「一般図書契約予定一覧」を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なもの